

〇宅地に被害を受けられた皆さまへ〇

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、仙台市内で多くの宅地が被害を受けました。

仙台市では、早急に被災宅地の復旧を進め防災性向上を図るため、まとまった範囲で宅地被害が発生している地区について、公共事業による復旧を推進します。

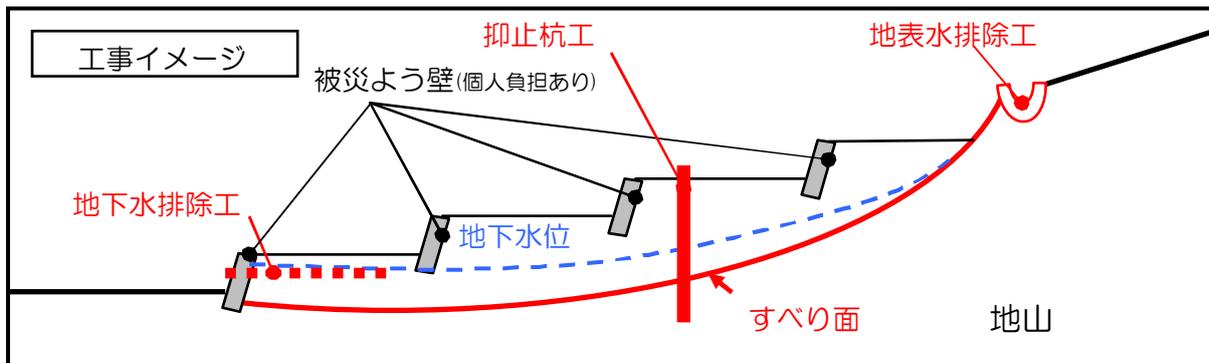
また、公共事業の対象にならない、中程度以上の被災宅地の所有者が復旧工事を行う場合に、助成金の交付による支援を行います。

※中程度以上とは、被災宅地危険度判定による被災程度のカテゴリです。

1 まとまった範囲で宅地被害が発生している地区

宅地復旧事業（国の補助金による公共事業）

- 造成宅地滑動崩落緊急対策事業（新規創設）
- 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
 - ・ 仙台市が直接工事を行います。
 - ・ 個人所有の中程度以上の被災よう壁も、分担金をご負担いただき復旧します。



公共事業による個人宅地の復旧には、次の条件があります。

- 土地所有者等及び隣接者の施工承諾および同意
- 所有者による、復旧したよう壁の将来にわたる管理
- 工事を実施する箇所の民・民境界の同意及び確定
- 分担金（個人宅地の復旧にかかる費用の10%）の負担についての確約

2 公共事業の対象とならない箇所

仙台市による助成金支援制度

- 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度（新規創設）
 - ・ 所有者本人が施工業者と契約し、工事を行います。
 - ・ よう壁復旧に要した費用に対し、助成金が交付されます。
※100万円を超える額の90%(上限1,000万円)
 - ・ 既に復旧工事が完了している場合も、交付対象となる場合があります。

助成金の交付には、次の条件があります。

- 被災宅地危険度判定の基準により、中程度以上の被害が認められること
- 個人所有の宅地であること

3 今後の予定

公共工事については、各地区ごとに必要な対策の詳細な検討を行い、その結果を基に対象地区の住民の皆様へ説明・協議のうえ方針を決定し、事業を開始します。

助成金については、平成24年1月10日より開発調整課分室（市役所北庁舎4階）に相談窓口を設置し、平成24年1月30日から交付申請の受付を開始する予定です。

詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

仙台市都市整備局開発調整課分室（022-214-8304）